

決議第2号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和4年3月29日

南風原町議会議長 玉城勇

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 令和4年度町村議会議長・副議長研修会

(1) 日 時：令和4年5月29日（日）～5月31日（火）予定

(2) 場 所：東京都

(3) 派遣議員：議長・副議長

(4) 主 催：全国町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。